

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、消費者の皆様、株主の皆様、従業員、社会の期待に応えるべく、「消費者的視点にたった経営」を経営理念とし、日々、「社会的存在価値ある企業として業務に邁進すること」を基本姿勢としております。コーポレートガバナンスの充実については、経営上の諸施策展開の上での基本的最重要課題と認識し、経営陣が率先垂範し、全社一丸となり、その公平かつ透明性の高い健全な経営体制づくりに取り組んでおります。また、当社は監査役設置会社形態を採用し、客観的な立場から当社の経営を監査し得る、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性が認められる社外監査役2名を起用しており、監査の実効性を更に高めてまいります。なお、当社は取締役会の透明性を高めるとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図ることを目的として、社外取締役1名を選任しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---------------|----------|-------|
| 大森屋共栄持株会 | 455,400 | 8.93 |
| 楠瀬好房 | 363,582 | 7.13 |
| 稲野達郎 | 309,419 | 6.07 |
| 稲野龍平 | 302,419 | 5.93 |
| 稲野恵子 | 196,863 | 3.86 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 140,000 | 2.75 |
| 農林中央金庫 | 140,000 | 2.75 |
| 株式会社三井住友銀行 | 140,000 | 2.75 |
| 稲野貴之 | 132,150 | 2.59 |
| 大森屋社員持株会 | 110,064 | 2.16 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|--------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 9月 |
| 業種 | 食料品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員 | 100人以上500人未満 |

| | |
|-------------------|-----------------|
| 数 | |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 叶裕一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|----|----|--------------|-------|
|----|----|--------------|-------|

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | | |
| 叶裕一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-----|------|--------------|---|
| 叶裕一 | ○ | 独立役員であります。 | 弁護士としての法的な専門知識を活かしていただくこと、経営戦略に対する適切なモニタリング能力および助言能力を活かしていただくこと、また疑問点は率直に呈していただき、議論を行い、継続審議、議案への反対等の提案も行うことが期待でき、かつ一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性が認められる社外取締役であると判断したため。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役員数 | 4名 |
| 監査役員数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人（ひびき監査法人）との間で、最低年2回の頻度で、監査方針、監査実施状況等について、報告・説明会を実施し、監査の有効性、効率性を高めています。

| | |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役員数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m | |
| 叶智加羅 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | | |
| 北村英嗣 | 税理士 | | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|------|------|--------------|---|
| 叶智加羅 | ○ | 独立役員であります。 | 弁護士として法律に関する専門知識と豊富な知識を有し、客観的な立場から当社の経営を監査し、的確な意見・提言が期待でき、かつ一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性が認められる社外監査役であると判断したため。 |
| 北村英嗣 | ○ | 独立役員であります。 | 税理士として財務および会計に関する専門知識と豊富な経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監査し、的確な意見・提言が期待でき、かつ一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性が認められる社外監査役であると判断したため。 |

【独立役員関係】

| | |
|--------|----|
| 独立役員員数 | 3名 |
|--------|----|

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしていませんが、役員賞与については、業績等を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

前事業年度(平成27年10月1日～平成28年9月30日)に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 9名 90,447千円(うち社外取締役 1名 1,800千円)

監査役 4名 14,070千円(うち社外監査役 2名 4,800千円)

1. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額11,262千円(取締役10,812千円、監査役450千円)を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬額の総額には、前事業年度中に退任した取締役2名分を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける報酬は、株主総会の決議によって定める。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポートは主に総務部が担当し、取締役会その他重要な会議の日程調整、事前説明、資料配布、議事録や各種資料等の提出と説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 業務執行

(1) 取締役会

取締役会は、法令で定められた事項や業務執行に関する基本方針や重要事項を決定する機関として、社外取締役1名を含む取締役7名で構成されています。代表取締役社長が議長を務め、取締役の職務の執行を監査する監査役が出席し、毎月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて開催しております。

(2) 経営会議

取締役会で決定した基本方針及び諸施策を迅速に具体化し、それに基づく経営活動を強力に推進するための機関として、社外取締役1名を含む取締役7名にて構成され、毎月1回以上開催しております。

(3) 管理者会議

経営会議の下部組織として、毎月の業務報告と経営方針の確認、問題点の把握等のあらゆる面での情報の共有化を図る機関として、全国の部長および拠点長にて構成され、毎月1回開催しております。

2. 監査役会

当社の企業規模や事業内容等から、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない高い独立性が認められる社外監査役2名を含む監査役4名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からの報告聴取、重要な決裁書類の閲覧、本社および主要事業所における業務および財産の状況調査、定期的な会計監査人との報告・説明会や内部監査担当者よりの報告聴取等を着実に実施することにより、業務執行の適正化に努めております。

3. 会計監査人

会計監査人としてひびき監査法人を選任し、監査役とも連携し、会計における適正性を確保しております。

4. 内部監査体制

社長直属の組織である監査室が定期的に業務活動について法令や社内規程等に基づき適切に行われているかどうかをチェックし、被監査部門に対し、改善に向けた助言・指導を行っております。

5. コンプライアンス体制

常務取締役管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、コンプライアンス状況の把握と、その一層の強化、推進を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状で出来る一番良いコーポレートガバナンス体制をとっています。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は9月決算であり、12月中の集中日でない日を、株主総会の日としております。 |

2. IRIに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|--|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 掲載内容は、決算短信・有価証券報告書・事業報告書などの財務情報をはじめとして、IRカレンダー、IR情報要約、株主優待に関する情報などを掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 総務部にて担当 | |
| その他 | 当社の企業ニュースや財務活動をEメールでタイムリーに投資家にお届けできるよう、IR情報配信代行「ディア・ネットサービス」を通じて配信しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制の体制整備の基本方針等)

当社および子会社が健全で透明性の高い企業活動を維持し、永続的発展を確実なものにするためには、内部統制システムの整備・運用は、経営上の重要課題である。よって、以下のように、会社法および会社法施行規制に基づき、内部統制システムを整備し、業務の適正性の確保に努める。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)取締役は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、諸規程の周知徹底を図るとともに、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程を遵守する。

(2)全役職員に当社の企業倫理、法令遵守の基本方針を明確にするため、経営理念(「消費者的視点にたった経営」)、業務指針を制定し、周知徹底する。

(3)コンプライアンス委員会(委員長:常務取締役管理本部長)を設置し、コンプライアンスマニュアルを制定し、全役職員に配布する。当委員会は定例的に会合を開催し、コンプライアンス状況の問題点を把握し、その徹底・推進を図る。

(4)業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織である監査室が定期的実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

(1)取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、定められた期間、厳正に保存および管理する。

(2)取締役または監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制の体制整備の基本方針等)

当社および子会社が健全で透明性の高い企業活動を維持し、持続的発展を確実なものにするためには、内部統制システムの整備・運用は、経営上の重要課題である。よって、以下のように、会社法および会社法施行規制に基づき、内部統制システムを整備し、業務の適正性の確保に努める。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、諸規程の周知徹底を図るとともに、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程を遵守する。
- (2)全役職員に当社の企業倫理、法令遵守の基本方針を明確にするため、経営理念(「消費者的視点にたった経営」)、業務指針を制定し、周知徹底する。
- (3)コンプライアンス委員会(委員長:常務取締役管理本部長)を設置し、コンプライアンスマニュアルを制定し、全役職員に配布する。当委員会は定例的に会合を開催し、コンプライアンス状況の問題点を把握し、その徹底・推進を図る。
- (4)業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織である監査室が定期的実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

- (1)取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、定められた期間、厳正に保存および管理する。
- (2)取締役または監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- (3)法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、当然に速やかに開示する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社および子会社の経営上のリスクの分析および対策の検討は、社長を議長とする経営会議において行う。
- (2)品質、安全、生産、情報管理等に関する事項は諸規程に定め、コンプライアンスに関する事項はコンプライアンス委員会によりマニュアルを定め、リスクの発生予防と最小化を図る。
- (3)監査室は、リスク管理に関する事項もチェック項目とし、定期的に点検する。
- (4)不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失拡大の防止とその早期解決に集中する。また再発防止策の実施も図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会および経営会議を毎月定例開催し、業務執行に関する重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の監督等を行う。
- (2)環境の変化に対応するため、取締役会および経営会議は定例開催の他、必要に応じて随時開催する。
- (3)経営会議の下部組織として、取締役を含む管理者会議を定例開催し、経営方針の確認、業績の確認、問題点の把握、対策検討等を実施することにより、あらゆる面の全社的な情報共有化を図る。
- (4)組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定め、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社経営会議に付議のうえ決定するものとする。
- (2)子会社は経営状況を明らかにするため、進捗状況等を当社経営会議で報告するものとする。
- (3)子会社のリスク予防・管理、その他の業務運営を監査するため、監査室が定期的監査するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役が必要とした場合、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。その当該使用人は監査役の指揮命令下におくものとし、取締役からの命令は受けないものとする。
- (2)当該使用人の任命および異動等に関しては、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類および関係書類を閲覧する。
- (2)取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告する。
- (3)当社および子会社の取締役および使用人は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事項および法令、定款違反や不法行為を発見した時は、直ちに監査役に報告する。
- (4)当社および子会社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役職務の遂行について生ずる費用の前払または支出した費用等の請求をすることができ、当社は、その費用等が監査役職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

9. その他監査役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、いつでも取締役および使用人に対して事業状況の報告を求め、業務および財産状況の調査をすることができる。
- (2)監査室は、内部監査の状況報告を監査役に対しても定期的および必要に応じ行い、相互の連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織として毅然とした態度で臨むことを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を全役職員に周知徹底する。

(2)反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

(3)大阪府企業防衛連合協議会に入会し、加盟企業間での情報の交換・収集、セミナーへの参加等を行い、日頃から対応体制を整備する。

(4)反社会的勢力に関する情報は、総務部に集約し一元管理する。

(5)万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて警察や弁護士等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|-------------|----|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |
|-------------|----|

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制

1. 決定事実

取締役会または経営会議において決定される事項に関して、総務部が中心になって情報の重要性・適時開示の要否を判断しております。

2. 発生事実

重要が発生した場合には、各部門の責任者から総務部にただちに報告される体制となっております。

3. 適時開示の方法

適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。なお、TDnetによって公表した情報は、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制

1. 決定事実

取締役会または経営会議において決定される事項に関して、総務部が中心になって情報の重要性・適時開示の要否を判断しております。

2. 発生事実

重要が発生した場合には、各部門の責任者から総務部にただちに報告される体制となっております。

3. 適時開示の方法

適時開示が必要な場合は、決定・発生後遅滞なく、適時開示情報伝達システム(TDnet)により公表しております。なお、TDnetによって公表した情報は、当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

コーポレートガバナンス体制図

